

# 経営事項審査の審査項目の改正 (登録基礎ぐい工事試験・登録解体工事試験を2点加点)

## 経緯

- 経営事項審査では、公共工事の元請としての技術力を適正に評価する観点から、「監理技術者」、「主任技術者」になりうる技術者数等を審査。評点は、資格で評価される技術力の内容等に応じて、5段階で評価し、主任技術者は1点又は2点
- 今般、主任技術者要件として新たに「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」の合格者を位置付けるに当たり、それぞれの評点について検討

○「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」においては、一般知識や関係法令等の科目に加え、施工に当たっての技術上の管理に関する科目も課されており、合格後は実務経験を要さず主任技術者となることが可能

○このため、経審上の評点として、2級技術者資格(2点)に位置付けるのが適当であり、経営事項審査の告示を改正し措置することとする (中建審の審議事項)

### 【経営事項審査における技術職員評価の概要】

| 評点 | 技術職員区分  |                                       | 資格の例  |
|----|---------|---------------------------------------|---|
| 6点 | 1級監理受講者 | 監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者であり、監理技術者講習を受けている者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級土木施工管理技士(建設業法)</li> <li>・1級建築士(建築士法)</li> <li>・建設・総合技術管理技術士(技術士法) 等</li> </ul>  |
| 5点 | 1級技術者   | 上記以外の1級国家資格者又は技術士                     |   |
| 3点 | 基幹技能者   | 登録基幹技能者講習の修了者                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録電気工事基幹技能者 等</li> </ul>  |
| 2点 | 2級技術者   | 2級国家資格者<br>1級技能士 等                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2級土木施工管理技士(建設業法)</li> <li>・2級建築士、木造建築士(建築士法)</li> <li>・とび技能士(1級)(職業能力開発促進法)</li> <li>・第1種電気工事士(電気工事士法) 等</li> </ul>             |
| 1点 | その他技術者  | 実務経験を有する2級技能士<br>実務経験による主任技術者 等       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・とび技能士(2級)(職業能力開発促進法)+実務3年</li> <li>・登録地すべり防止工事試験の合格+実務1年</li> <li>・登録計装試験の合格+実務1年</li> <li>・実務経験10年の主任技術者(建設業法第7条) 等</li> </ul> |

○登録解体工事試験  
○登録基礎ぐい工事試験  
合格者は、2級技術者として措置 (2点加点)

既存の2登録試験については、試験内容から、主任技術者となるには合格後に1年の実務経験を要し、1点として位置付け

監理技術者

主任技術者